

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案

・土地収用手続きの更なる迅速化



復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与

土地収用手続きの迅速化

① 土地収用法の
事業認定手続

↓
3月以内に事業認定
を行う努力義務

一層の迅速化が必要

73条の2
2月以内に
短縮し
手続を迅速化

※用地取得加速化プログラムで
対応済みの措置を法律に規定

② 土地収用法の
裁決申請手続

↓
損失補償の見積等の記載
や土地調書の添付が必要

土地調書の作成等に
時間を要する

73条の3
申請時には損失補償の見積等
の記載や土地調書の添付を
不要に

※起業者による土地調書の作成等と
収用委員会による論点整理等を
並行して進めることが可能に

③ 土地収用法の
緊急使用による
工事着手（6月間）
の前倒し

↓
6月以内に収用裁決
手続を終了させる必要
権利関係が複雑で、手続が
6月で終了しないおそれ

73条の2
緊急使用の期間を
1年に

73条の4
早期の収用裁決
の努力義務

収用適格事業の拡大

④ 50戸未満の
集団住宅の整備

↓
収用対象外

反対者や不明者
がいる場合、
土地の取得が困難

46条、54条の2
5~49戸の
集団住宅の整備
についても
収用を可能に

※50戸未満の防災集団移転
促進事業も収用対象とする
ことが可能に

※大規模災害からの復興に関する法律についても同様の改正を行う。